

7 監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年11月5日に福岡市長から財政援助団体等監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第1項及び第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月9日

福岡市監査委員	阿部 真之助
同	高木 勝利
同	水町 博之
同	千々松 英樹

1 監査報告と措置の件数

6 監査公表第4号（令和6年5月23日付 福岡市公報第7054号（別冊）公表）分

…1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（出資団体監査）

（工事監査）

1 公益財団法人ふくおか環境財団

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費の算定を適正に行うべきもの 葬祭場 火葬炉設備修理 [No.3] （契約金額6,050万円） 本工事は葬祭場における火葬炉設備の修理を行うものである。 共通費の算定において、「葬祭場設計積算要領（工事・修理編）」によると、支給品は共通費の算定対象であるが、誤って対象外として算定した結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （管理課）	積算要領に基づき、合規性、正確性に注意して積算・精査を行うことについて、令和6年1月、3月の課内会議で再度周知を行うとともに、令和6年3月、5月、6月に積算・精査・施工管理に関する研修を積算要領や「誤りやすい事例集（工事監査編）」等を用いて実施した。 今後も定期的に研修等を実施することにより、再発防止に努めていく。